［２～５　略］

６　先端技術教養部においては、警察に関する通信に関する先端技術の導入及び活用に関して、警察職員に対する現任教養及び専科教養を行う。

７・８　［略］

第二款　科学警察研究所

第八十条～第九十八条　［略］

（附属鑑定所）

第九十九条　［略］

２　附属鑑定所は、第九十条第二号、第九十一条第二号、第九十二条第二号及び第九十三条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［３～９　略］

（法科学研修所）

第百条　［略］

第三款　皇宮警察本部

第百一条～第百二十条　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局及び警察支局

第一目　管区警察局

第百二十一条～第百二十四条　［略］

（警務課）

第百二十五条　警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十七条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

第百二十六条～第百三十三条　［略］

（関東管区警察局サイバー特別捜査部の分課）

第百三十四条　関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の三課を置く。

企画分析課

特別捜査課

特別対処課

（企画分析課）

第百三十五条　企画分析課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

［２～５　同上］

［項を加える。］

６・７　［同上］

［一項ずつ繰り下げる。］

第二款　科学警察研究所

第七十七条～第九十五条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

（附属鑑定所）

第九十六条　［同上］

２　附属鑑定所は、第八十七条第二号、第八十八条第二号、第八十九条第二号及び第九十条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［３～９　同上］

（法科学研修所）

第九十七条　［同上］

第三款　皇宮警察本部

第九十八条～第百十七条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

［目名を付する。］

第百十八条～第百二十一条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

（警務課）

第百二十二条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十二条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

第百二十三条～第百三十条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

（関東管区警察局サイバー特別捜査部の分課）

第百三十一条　関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の二課を置く。

企画分析課

特別捜査課

（企画分析課）

第百三十二条　［同上］

［一・二　同上］